

○可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

平成28年 3 月24日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第5号イの地方活力向上地域において、法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）について同条第3項の規定により認定を受け、当該整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の特例を定めるものとする。

(不均一課税)

第2条 公示日（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する可児市の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。以下同じ。）から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）第39条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業について当該中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。

事業	年度の区分	税率
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業	第1年度	0
	第2年度	100分の0.35
	第3年度	100分の0.7
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業	第1年度	0
	第2年度	100分の0.467
	第3年度	100分の0.933

2 前項に規定する第1年度とは、設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度をいい、第2年度とは、第1年度の翌年度をいい、第3年度とは第2年度の翌年度をいう。

(申請)

第3条 前条第1項の規定の適用を受けようとする者は、同条に規定する第1年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(取消し)

第4条 市長は、第2条第1項の規定の適用を受けた者が、次のいずれかに該当したとき

は、当該適用を取り消すことができる。

(1) 市税その他の諸納付金に滞納があるとき。

(2) 第2条第1項の規定の適用を受けることができる者であることの要件を欠くに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の行為により第2条第1項の規定の適用を受けたとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(可児市企業立地促進条例の一部改正)

第2条 可児市企業立地促進条例（平成13年可児市条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年条例第13号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第13号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第19号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第18号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。